

令和元年 6 月 28 日

第 7 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和元年6月28日(金) 午後3時30分
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 笹岡委員 谷脇(裕)委員
(推進委員7名) 青木委員 森田委員 谷脇(督)委員 森光委員
鍋島委員 中平委員 市川(孝)委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
(推進委員1名) 谷本委員
5. 出席職員 (事務局4名) 国広局長 坂本次長
橋本係長 盛光主幹
6. 議案 議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)
議案第2号 非農地証明について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
議案第6号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
議案第7号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 (1) 農地の時効取得について
8. その他

開会宣言	市川会長 只今から令和元年第7回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は第7回の総会です。よろしくお願いいたします。本日は、5番山口委員、11番谷本委員より欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。
議長	市川会長 皆さん、現地確認お疲れ様でございました。 日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にならぬようございましたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしとすることですので、本日の議事録署名人は13番谷脇裕二委員、14番中西委員よりよろしくお願いいたします。
議長	市川会長 日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
議案説明	国広局長 議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることについて、審議のうえ意見を求める。令和元年6月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 補足説明します。この指針は、農業委員会で取組む重要項目を、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づいて策定するもので、同法第7条第2項の規定により、農業委員だけでなく、推進委員も含めた委員全員のご意見を踏まえた内容としています。 指針案につきましては、基本的な考え方として、農地等の利用の最適化の推進に関する業務にあたっては、今後、本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されるなか、農業委員会として農業の持続的な発展を図るために、管内の異なる農地利用状況や営農類型に応じた、地域の実情に沿った取り組みを推進していく必要があります。

	<p>そのうえで、この指針については、令和 6 年 3 月を目標とし、農業委員及び推進委員の改選ごとに検証または見直しを行うこととしています。</p> <p>具体的な目標と推進方法につきましては、農地等の利用の最適化の推進に掲げる「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の 3 項目について、それぞれ記載しています。</p> <p>まず、始めに 1. 遊休農地の発生防止・解消については、令和 6 年 3 月における遊休農地の面積目標は、遊休農地の発生防止と解消に取り組むことによって、現状の 15.7ヘクタールから 6.6ヘクタールまで削減する目標としています。また、その目標を達成するために、具体的な推進方法として(2)に農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、農地中間管理機構との連携について、非農地判断についての 3 項目を掲げ、農地法などに規定されている事務・事業を通じて農地利用のあっせん活動などにつなげていくこととしています。</p> <p>次に、2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、令和 6 年 3 月までの集積目標面積を 20ヘクタール拡大することとし、具体的な推進方法として農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用の集積の取組や農業経営基盤法強化促進法に基づく利用権設定等促進事業などにより取組んでいくこととしています。</p> <p>最後に、3. 新規参入の促進についてですが、令和 6 年 3 月までに個人で 6 人、法人では 2 法人の新規参入を目標としています。目標数値には、親元就農者数は含めていませんが、定年退職者等を含む非農業部門からの新規就農者や親元就農者も含めた新規就農者を対象にして、新規就農者の定着に向けた支援を行っていくこととしています。</p> <p>以上です</p> <p>議長 市川会長</p> <p>以上ですが、この件について何かご質問ないでしょうか。</p> <p>ご質問がないようですので続けます。先ほども説明がありましたが、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づいて策定するもので、同法第 7 条第 2 項の規定により、農業委員だけでなく、推進委員も含めた委員全員のご意見を踏まえ、このような指針となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>この件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>採決 農業委員（異議なし）多数。</p> <p>議長 市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 1 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）については承認することに決定します。</p>
--	---

議案説明	<p>続きまして、議案第 2 号非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>国広局長</p> <p>議案第 2 号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 6 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 1580 m² 畑 424 m² 合計 2004 m²</p> <p>番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字キウザイ谷甲 3611 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 284 m²</p> <p>事由 申請地は昭和 50 年頃より山林化しており、耕作出来る状態ではなく、現在は一部竹林にもなっており、非農地化している。</p> <p>確認委員 中西 修 市川 孝夫</p> <p>番号 2 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字永谷甲 861 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 19 m²</p> <p>土地の所在地 同 甲 860 番口</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 92 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字神母谷甲 737 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 29 m²</p> <p>土地の所在地 同 甲 738 番</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 1580 m²</p> <p>事由 申請地の内、字永谷の 2 筆には木造 2 階建の居宅 (1 階、約○m²) と他に 3 棟の物置で面積が併せて約○m²があり、昭和 42 年頃より宅地として利用している。字神母谷の 2 筆は昭和 44 年頃より耕作を止め、現地は杉の植林と雑木林となっており、合計 4 筆とも非農地化している。</p> <p>確認委員 中西 修 市川 孝夫</p>
------	--

審 議	市川会長 以上ですが、この件について何かご質問ないでしょうか。ないようでしたら、どなたかこの件についてご意見をお願いします。
意 見	8 番 森光委員（推進委員） 原案承認
審 議	市川会長 はい、原案承認ということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	市川会長 ご異議がないようございますので、議案第 2 号非農地証明については原案承認することに決定します。 続きまして、議案第 3 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 6 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1)申請者 住 所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件 (2)申請受理面積 田 948 m ² 合計 948 m ² 番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字シモギタ 617 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 829 m ² 土地の所在地 同 618 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 119 m ² 合計 2 筆

	面積 (m ²)	948 m ²
	事由	贈与
	耕作面積 (a)	〇〇.〇〇 a
	稼動力 (人)	〇/〇
議 長	市川会長	それでは、事務局の補足説明をお願いします。
補足説明	坂本次長	<p>それでは、補足説明をします。</p> <p>番号 1 番の申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>内容については、譲渡人から譲受人へ、親子間による贈与で農地 2 筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在〇〇.〇〇 a ですので、下限面積は上回っております。許可後は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。</p> <p>譲受人は〇〇〇在住ですが、〇〇〇の実家に頻繁に泊まり、農作業をしているとのことです。</p> <p>それでは、番号 1 番の申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。</p> <p>第 6 号転貸にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われまます。</p>
議 長	市川会長	それでは、関係委員さん意見をお願いします。
意 見	3 番 中村委員 (農業委員)	先日申請人の〇〇さんと、現地を確認してきました。住所は〇〇〇ですが、週に 5 日は実家へ泊まり農作業をしているそうです。申請地のほうも本人が作ると言っております

	<p>ので、問題はないと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。別に問題ないようですが、この件についてどなたかご意見をお願いします。</p>
<p>意 見</p>	<p>10 番 中平委員（推進委員） 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、○○○○○○○○○○ ○○ ○○さん 1 件先ほど十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことでしたので、許可を与えたいと思います。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長 別に問題ないということで、許可を与えることにご異議ございませんでしょうか</p>
<p>採 決</p>	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとのことですので、許可を与えることと決定いたします。 続きまして、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>国広局長 議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 6 月 28 日、須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 416 m² 計 416 m²</p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○</p>

	<p>議受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○ 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字浜田甲 5758 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 416 m² 種別 2 事由 職員駐車を整備 隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>
議 長	<p>市川会長 それでは、議案第 4 号について、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>国広局長 農地の区分と転用目的についてです。申請地は、○○○○地区（○○○戸）にあり、大間駅より 500m以内にある第 2 種農地と考えます。また申請者は申請地西隣で○○を営業しているが、現在は○○横隣の○○○○○○の駐車を利用させてもらっているため、申請地に職員駐車を整備しようとするものです。申請地以外には、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題ないものと考えます。次に、資力及び信用についてですが、土地取得費○○万円、土地整地費○○万円、合計○○万円は、運営資金での整備計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可日から令和元年 12 月 31 日を工期としており、確実性には、特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性については、転用面積 416 m²は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と考えられます。最後になりますが、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然浸透及び傾斜により南側市道側溝へ排水（市建設課と協議済）。周辺農地の同意も得ており、問題はないものと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>市川会長 それでは、関係委員さん意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>14 番 中西委員（農業委員） 現地確認しましたが問題ありません。</p>
審 議	<p>市川会長 お聞きのとおり、別に問題もないとのこと、至当の意見を付して進達をと言うことですが、それにご異議ございませんでしょうか。</p>

採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	市川会長
	<p>ご異議ないようですので、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮ることと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議についてですが、この件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条「委員は自己及び同居親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」に該当いたしますので、○番〇〇委員さんの一時退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	国広局長
	<p>議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第 31 条に該当）。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 6 月 28 日、須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○ 氏名及び件数 ○○○○○○ 代表理事 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 471 m² 計 471 m² 番号 1 申請人 賃貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○ 賃借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○○○○○ 代表理事 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字ヲヽナガタ 2811 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 471 m² 種別 2 事由 獣肉解体・加工・販売施設を建築 隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>
議長	市川会長
	それでは、議案第 5 号について、事務局の補足説明をお願いします。
補足説明	国広局長
	農地の区分と転用目的についてですが、申請地は、○○○○集落（○○戸）にあり、周

	<p>辺に駅等なく、甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地で、第 2 種農地と判断されると考えます。また、転用目的は、鳥獣被害防止総合対策整備事業、獣肉解体処理施設整備事業の補助を受けて獣肉解体・加工・販売施設の建設・整備ですが、周囲に耕作中の農地はなく、人家からも十分離れており、既存の水路もある。申請地以外には、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題ないものと考えます。次に資力及び信用については、建築費〇〇〇〇千円、土地造成費〇〇〇〇千円、設備購入費〇〇〇〇千円、土地の借料〇〇千円、合計〇〇〇〇千円は県・市からの補助金での整備計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工事期間は令和元年 9 月 1 日から令和元年 12 月 20 日までとなっており、確実性には、特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性については、転用面積 471 m²は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と考えます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び傾斜により北側水路へ、施設からの排水については浄化処理したのち北側水路へ排水。周辺農地の同意も得ており、問題はないものと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>市川会長 それでは、関係委員さん意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>14 番 中西委員（農業委員） 駆除した猪を処理する施設ということで、地域の役にたつので良いと思います。申請地を確認しましたが、周りの土地には問題はないと思われます。</p>
議 長	<p>市川会長 お聞きのとおりでございますが、この件について、ご質問ご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、この件についてどなたかご意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>8 番 森光委員（推進委員） 議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第 31 条に該当）、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 1 件、先ほど十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことですので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長 お聞きのとおり、別に問題もないとのこと、至当の意見を付して進達をということですが、それにご異議ございませんでしょうか。</p>

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	市川会長 ご異議ないようですので、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について農業委員会等に関する法律第 31 条に該当）は、至当の意見を付して進達を諮ることと決定いたします。
	— 休 憩 —
議 長	市川会長 再開します。 議案第 6 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）、を議題いたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第 6 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、同法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき意見を求める。令和元年 6 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。資料は別冊のとおりです。
議 長	市川会長 これについて、補足をお願いします。
補足説明	盛光主幹 令和元年度上期須崎（須崎市）農業振興地域整備計画変更（案）令和元年 6 月 28 日須崎市長楠瀬耕作。 <別紙 1>当該変更に係る土地一覧表（除外案件）になります。 整理番号 1 土地所有者 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○ ○○ 転用予定者 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○ ○○ 農用地区域から除外する土地の概要 大字 大谷 字 船尾嶋 地番 1332 地目 公簿 田 現況 田

	<p>指定用途 農用地 変更面積 544.00 m²のうち 498.05 m² 除外後の用途 宅地 土地改良事業等との関係 事業名 大谷土地改良非補助事業 工事完了公告年度 平成 7 年 都市計画区域との関係 都市計画区域外</p> <p>整理番号 2</p> <p>土地所有者 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○ ○○ 転用予定者 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>農用地区域から除外する土地の概要 大字 大谷 字 船尾嶋 地番 1332 地目 公簿 田 現況 田 指定用途 農用地 変更面積 544.00 m²のうち 46.00 m² 除外後の用途 駐車場 土地改良事業等との関係 事業名 大谷土地改良非補助事業 工事完了公告年度 平成 7 年 都市計画区域との関係 都市計画区域外</p> <p>整理番号 3</p> <p>土地所有者 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○ ○○ 転用予定者 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>農用地区域から除外する土地の概要 大字 下分 字 山添 地番 甲 526 - 1 地目 公簿 畑 現況 畑 指定用途 農用地 変更面積 149.00 m² 除外後の用途 宅地 土地改良事業等との関係 なし 都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域</p> <p>整理番号 4</p> <p>土地所有者 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p>
--	--

転用予定者 住所 同
 氏名 同
 農用地区域から除外する土地の概要
 大字 吾井郷 字 則信 地番 乙 78
 地目 公簿 畑 現況 畑
 指定用途 農用地 変更面積 198.00 m²
 大字 吾井郷 字 則信 地番 乙 81
 地目 公簿 畑 現況 畑
 指定用途 農用地 変更面積 29.00 m²
 除外後の用途 駐車場・便所
 土地改良事業等との関係 なし
 都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号 5

土地所有者 住所 ○○○○○○
 氏名 ○○ ○○
 転用予定者 住所 ○○○○○○
 氏名 ○○ ○○
 農用地区域から除外する土地の概要
 大字 吾井郷 字 則信 地番 乙 79
 地目 公簿 畑 現況 畑
 指定用途 農用地 変更面積 69.00 m²
 大字 吾井郷 字 則信 地番 乙 83
 地目 公簿 畑 現況 畑
 指定用途 農用地 変更面積 59.00 m²
 除外後の用途 資材置場
 土地改良事業等との関係 なし
 都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号 6

土地所有者 住所 ○○○○○○
 氏名 ○○ ○○
 住所 ○○○○○○
 氏名 ○○ ○○
 住所 ○○○○○○
 氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 安和 字 弘畑 地番 2838

地目 公簿 田 現況 田

指定用途 農用地 変更面積 686.00 m²

大字 安和 字 弘畑 地番 2841

地目 公簿 田 現況 田

指定用途 農用地 変更面積 1220.00 m²

大字 安和 字 弘畑 地番 2842

地目 公簿 田 現況 田

指定用途 農用地 変更面積 1105.00 m²

除外後の用途 資材置場

土地改良事業等との関係 事業名 農村総合整備事業

工事完了公告年度 平成 17 年

都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号 7

土地所有者 住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 同

氏名 同

農用地区域から除外する土地の概要

大字 浦ノ内西分 字 鹿ノ子越 地番 637-4

地目 公簿 畑 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 20.00 m²

除外後の用途 墓地

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号 8

土地所有者 住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 上分 字 掘り 地番 甲 516-1

地目 公簿 畑 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 42.00 m²

大字 上分 字 掘り 地番 甲 516-2

地目 公簿 畑 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 59.00 m²

大字 上分 字 掘り 地番 甲 516-3

地目 公簿 畑 現況 畑

指定用途 農用地 変更面積 42.00 m²

除外後の用途 宅地

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域外

整理番号 9

土地所有者 住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 同

氏名 同

農用地区域から除外する土地の概要

大字 多ノ郷 字 楮ヶサコ 地番 甲 3639-1

地目 公簿 田 現況 田

指定用途 農用地 変更面積 994.00 m²

除外後の用途 原野

土地改良事業等との関係 なし

都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

整理番号 10

土地所有者 住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 下分 字 馬越 地番 甲 303-5

地目 公簿 田 現況 田

指定用途 農用地 変更面積 569.00 m²

除外後の用途 宅地

土地改良事業等との関係 事業名 岡本馬越区画整理事業

工事完了公告年度 昭和 59 年

都市計画区域との関係 都市計画区域内 その他の区域

以上、整理番号 1～10 変更面積合計 5785.05 m²となります。

<別紙 2>農用地利用計画の変更になります。変更箇所のみ読み上げて説明させていただきます。

1.農業振興地域の現況地目別面積

農用地	田	変更前	748.9ha	変更後	748.4ha	差引増減	△0.5ha
-----	---	-----	---------	-----	---------	------	--------

	畑	変更前	382.7ha	変更後	382.6ha	差引増減	△0.1ha
--	---	-----	---------	-----	---------	------	--------

小計	変更前	1285.2ha	変更後	1284.6ha	差引増減	△0.6ha
----	-----	----------	-----	----------	------	--------

その他	変更前	464.8ha	変更後	465.4ha	差引増減	0.6ha
-----	-----	---------	-----	---------	------	-------

2.農用地区域の現況地目別面積

総面積	変更前	810.1ha	変更後	809.5ha	差引増減	△0.6ha
-----	-----	---------	-----	---------	------	--------

農用地	田	変更前	622.7ha	変更後	622.2ha	差引増減	△0.5ha
-----	---	-----	---------	-----	---------	------	--------

	畑	変更前	95.6ha	変更後	95.5ha	差引増減	△0.1ha
--	---	-----	--------	-----	--------	------	--------

小計	変更前	808.8ha	変更後	808.2ha	差引増減	△0.6ha
----	-----	---------	-----	---------	------	--------

3.農用地区域の用途区分別面積

総面積	変更前	810.1ha	変更後	809.5ha	差引増減	△0.6ha
-----	-----	---------	-----	---------	------	--------

農用地	農地	変更前	808.1ha	変更後	807.5ha	差引増減	△0.6ha
-----	----	-----	---------	-----	---------	------	--------

小計	変更前	808.8ha	変更後	808.2ha	差引増減	△0.6ha
----	-----	---------	-----	---------	------	--------

以上です。

議長 市川会長

この件について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

意見	<p>6番 森田委員（推進委員） 整理番号9番の原野というのは、ちょっと問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>13番 谷脇（裕）委員（農業委員） この該当地がもともと使えないということなら話は別ですが、意図的に使わないようにした感じがみられるところもありますし、私の意見としてですが、問題があるのではないかと思います。</p> <p>国広局長 補足としてですが、農業振興地域の整備に関する法律が根本にありまして、除外要件が1号から5号まであります。当然、農用地から除外するにはそれなりの理由がないと除外できません。</p> <p>6番 森田委員（推進委員） 道淵ということもあるし、原野にするのは迷惑になると思います。</p> <p>市川会長 どうでしょうか。どのようにしましょうか。 他にご意見ございませんか。</p> <p>15番 市川（孝）委員（推進委員） あちらこちらでこれをやり始めたら、困ったことになると思います。</p> <p>6番 森田委員（推進委員） こういうことを認めたら、農業委員は何をしているかと言われかねないのではないのでしょうか。</p> <p>市川会長 それではこの件については、認めないということによろしいでしょうか。</p>
審議	<p>市川会長 整理番号9番については、現段階では認められないということで、その他の件については転用条件等が問題なければ、当該変更（案）に異議なしということによろしいのでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、議案第 6 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）、ですが、先ほどのお話の内容で答申したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第 7 号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>																					
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第 7 号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。令和元年 6 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>																					
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは補足説明をお願いします。</p>																					
補足説明	<p>盛光主幹</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）、令和元年度第 2 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和元年 6 月 28 日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 31-5</p> <p>利用権設定等を受ける者</p> <p>住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>農作業従事日数 300 日</p> <table border="0"> <tr> <td>利用権設定等面積</td> <td>農地</td> <td>2277 m²</td> </tr> <tr> <td>経営耕地面積</td> <td>農地</td> <td>0 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計農地面積</td> <td>2277 m²</td> </tr> </table> <p>農作業従事者 農業専従者 ○名 (内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <table border="0"> <tr> <td>利用権の設定を受ける者</td> <td>○○ ○○</td> <td>生年月日</td> <td>平成○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>利用権の設定をする者</td> <td>○○ ○○</td> <td>生年月日</td> <td>昭和○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(亡) ○○ ○○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	利用権設定等面積	農地	2277 m ²	経営耕地面積	農地	0 m ²	合計農地面積		2277 m ²	利用権の設定を受ける者	○○ ○○	生年月日	平成○○年○○月○○日	利用権の設定をする者	○○ ○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日		(亡) ○○ ○○		
利用権設定等面積	農地	2277 m ²																				
経営耕地面積	農地	0 m ²																				
合計農地面積		2277 m ²																				
利用権の設定を受ける者	○○ ○○	生年月日	平成○○年○○月○○日																			
利用権の設定をする者	○○ ○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日																			
	(亡) ○○ ○○																					

聴取確認欄

- 1.通作距離 10～20 km
- 2.権利の種類 賃借権設定（期間借地）
- 3.借受人の分類 個人 世帯員
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無（借受人） 有
- 6.権利の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模（農地面積） 借人 0.3ha 未満 貸人 不耕作
- 8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 無

利用権を設定する土地

所在 須崎市下分字大木戸甲 2996

現況地目 田 面積 2277 m²

設定する利用権 内容 キュウリ

期間 令和元年7月1日～令和6年6月30日 5年

借賃 ○○当りの金額

借賃の支払方法 ○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

利用権を設定する者以外の権限者等

○○○○○○ ○○ ○○

整理番号 31-6

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○○○

○○ ○○

農作業従事日数 270 日

利用権設定等面積 農地 1892 m²

経営耕地面積 農地 0 m²

合計農地面積 1892 m²

農作業従事者 農業専従者 ○名

（内 15 歳以上 60 歳未満の者○名）

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 1~10 km
- 2.権利の種類 賃借権設定 (期間借地)
- 3.借受人の分類 個人 その他
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無 (借受人) 有
- 6.権利の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模 (農地面積) 借人 0.3ha 未満 貸人 1.0~1.5ha
- 8.経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内東分字ヨデン 282

現況地目 田 面積 1892 m²

設定する利用権 内容 茗荷

期間 令和元年 7 月 1 日~令和 31 年 6 月 30 日 30 年

借賃 ○○円

借賃の支払方法 ○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 31-7

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○○○

○○ ○○

農作業従事日数 300 日

利用権設定等面積 農地 2127 m²

経営耕地面積 農地 8665 m²

合計農地面積 10792 m²

農作業従事者 農業専従者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 1~10 km
- 2.権利の種類 賃借権設定 (通年)
- 3.借受人の分類 個人 その他
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無 (借受人) 無
- 6.権利の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模 (農地面積) 借人 1.0~1.5ha 貸人 1.0~1.5ha
- 8.経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有

利用権を設定する土地

所在 須崎市下分字大木戸甲 2968

現況地目 田 面積 2127 m²

設定する利用権 内容 キュウリ

期間 令和元年 10 月 1 日~令和 11 年 9 月 30 日 10 年

借賃 ○○当りの金額

借賃の支払方法 ○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 31-8 31-9

利用権設定等を受ける者

住所氏名 ○○○○○○

○○ ○○

農作業従事日数 300 日

利用権設定等面積 農地 2223 m² (31-8 2052 m² / 31-9 171 m²)

経営耕地面積 農地 0 m²

合計農地面積 2223 m² (31-8 2052 m² / 31-9 171 m²)

農作業従事者 農業専従者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

31-8

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 1～10 km
- 2.権利の種類 賃借権設定（期間借地）
- 3.借受人の分類 個人 その他
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無（借受人） 有
- 6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模（農地面積） 借人 不耕作 貸人 1.5～2.0ha
- 8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 無

31-9

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日
利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

聴取確認欄

- 1.通作距離 1 km未満
- 2.権利の種類 賃借権設定（期間借地）
- 3.借受人の分類 個人 その他
- 4.貸付人の分類 個人
- 5.中核農家の該当の有無（借受人） 有
- 6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望
- 7.経営規模（農地面積） 借人 不耕作 貸人 0.3～0.5ha
- 8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 無

31-8 利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内西分字六反地 3803

現況地目 田 面積 2052 m²

設定する利用権 内容 キュウリ

期間 令和元年7月1日～令和4年6月30日 3年間

借賃 ○○円

借賃の支払方法 ○○

利用権の種類 賃借権

当事者間の法律関係 賃貸借

31-9 利用権を設定する土地

所在 須崎市浦ノ内東分字ヒラノ 3082

	<p>現況地目 田 面積 171 m² 設定する利用権 内容 キュウリ 期間 令和元年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日 3 年間 借賃 ○○円 利用権の種類 使用貸借 当事者間の法律関係 使用貸借</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 31 - 5 ですが、借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。受付番号 31 - 6 ですが、借受人の主たる経営作物は茗荷で、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>受付番号 31 - 7 ですが、借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>受付番号 31 - 8、31 - 9、借受人が同じである為併せて説明させていただきます。借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意については、整理番号 31-5 は対象農地について相続権者の二分の一を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていることから、この要件は満たしております。それ以外の案件については、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 5 件について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議 長 市川会長 この件について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>意 見 10 番 中平委員（推進委員） 議案第 7 号、農用地利用集積計画について（諮問）、意見を述べさせていただきます。今回、十分な審議をした結果、承認したいと思います。</p>
--	---

審議	市川会長 十分な審議の結果、特に問題もないので、承認し答申をすることにご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	市川会長 特に問題もないようですので、議案第 7 号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することとし答申したいと思います。 続きまして、報告事項（1）、農地の時効取得について、を議題といたします。
議案説明	国広局長 報告事項（1）、農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。 令和元年 6 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1)申請者 住所 ○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件 (2)申請受理面積 畑 435 m ² 合計 435 m ² 番号 1 権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○ 義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字ヲノナロ 3880 番 17 土地の表示 地目 畑 面積 99 m ² 土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字キリフサギ 3906 番 3 土地の表示 地目 畑 面積 297 m ² 土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字シミズ 1929 番 1 土地の表示 地目 畑 面積 39 m ² 事由 登記原因日付 平成 5 年 10 月 7 日 時効取得受付 令和元年 5 月 9 日
議長	市川会長 ご意見、ご質問ありませんでしょうか。
閉会宣言	以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。ないようでしたら、以上で第 7 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 4 時 50 分

その真正なることを証して署名する。

議 長

13 番

14 番